

第4回小平市補助金等見直し検討委員会 会議要録

- 1 日時 平成21年6月29日（月）15時～17時
- 2 場所 小平市役所3階 庁議室
- 3 出席者 委員 7名
事務局 4名 （財務部長、財政課長、財政課長補佐、財政課主査）
- 4 配布資料
 - 1 小平市補助金評価票
- 5 次第
 - 1 開会
 - 2 個別の補助金の審査
 - 3 その他

第4回小平市補助金等見直し検討委員会議事録

平成21年6月29日

15時～17時

市役所503会議室

委員長 蒸し暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは、第4回目の小平市補助金等見直し検討委員会を始めさせていただきたいと思います。

前回は、幼稚園協会のかなり大物の補助金を活発にご議論いただいたわけですが、それから、あと何件かは皆様の積極的なご議論をいただいたのですが、きょうは引き続き、お手元に進行表という形でまた新しく調査票がございます。できるだけペーをあげて、かといって、ご質疑は十分行いながら進めていければというふうに思いますので、ご協力をお願いしたいと思います。

それでは、事務局の方からお願いします。

事務局 それでは、本日お配りいたしました配付資料の説明等をさせていただきたいと思えます。お手元には資料1の17から資料1の22ということで評価票を配らせていただいております。

それと、前回ご審議をいただきました幼稚園協会の関連についてでございますけれども、また、別に各市の状況調査等を、主管課において現在とり行っているところがございます。大体とりまとまってきたところですが、まだ、集約されるような形、あるいは、その集約に基づいた主管課との調整が現在未了でございますので、前回、幼稚園協会について次回の委員会でというような発言をしたところがございますけれども、今回については見送りというようなことでご了解を賜りたいと存じます。以上でございます。

委員長 ありがとうございます。幼稚園協会の各市の状況を調査するという事になっていまして、お示しできればと思いますが、次回以降にさせていただきたいと思えます。

それでは、本日の審査の方に入りたいというふうに思えます。前回は、1から一応10まで一通りやったということで、また改めてというところがあればやりますけれども、きょうは10からですね、資料の1の10から、青少年対策地区委員会育成事業ですか、ここから入っていきたく思えますが、よろしいでしょうか。

では、先にご説明の方をしていただきます。

事務局 では、前回お配りした資料なのですが、資料1の10ということでちょっとお持ちいただいておりますでしょうか。もしなければ何部かありますので、よろしいですか。

委員長 前回のペーパーの資料1の10。

委員 あります。

事務局 では、青少年対策地区委員会育成事業という補助に入ります。こちらは昭和43年に

補助が開始されたもので、経過年数40年たっているものです。

補助団体の活動内容といたしましては、地域の特徴を生かした活発で継続性のある活動を推進し、青少年の健全育成を図ることを目的としているものです。

主な活動内容といたしましては、家庭の健全化を図るための活動、そして、社会環境の浄化を図るための活動、学校・PTA・商店などが一体となった活動、体育レクリエーション活動、青少年の非行・事故防止のための活動などを行っている団体です。

補助対象の内容といたしましては、各青少対が行っています青少対まつりですとか、地域内クリーン活動、防犯パトロール、交通安全立ち当番などとなっております。

現在、こちらは小学校単位に編成されているのですが、その経緯といたしまして、もともとの発足は昭和39年11月ということになっております。その後、昭和56年12月に小平市青少年委員会から、小平市の面積ですとか、児童・生徒数等から考慮して、小学校地区単位に委員会を設定することがまとまりやすく、活動しやすい範囲であるということで提言を受けまして、昭和57年度から現在の小学校単位に改変されたというものです。現在、小学校区なので19団体ございます。こちらに関しては、以上でございます。

**委員長
事務局**

はい。どうぞ。

それでは、ヒアリングの模様についてご説明をさせていただきます。青少対の事業を小平市では、ほかの市と比べ活発な事業を行っているという見方でとらえられているところでございます。

ヒアリングの内容といたしまして、まず、問いの1のところでは、各青少対の収支決算書を見ると、繰越金が多い団体が幾つもあるようだが、補助の必要性はどのように考えているかという問いに対して、周年行事に向けて繰り越しているという答えでございました。繰越金が多くなっているものの、会計処理の問題で、今後は積立金として目的を明確にするなどして、適正に会計処理をするようにするという答えがございました。

問いの2のところでは、青少対の活動はほかの市と比較してどうかという問いに対して、26市でまちまちであるが小平は活発に活動している方だと認識しているが、子ども会が活発な市もあり、一概には言えないといった発言もございました。

また、補助金の率で申し上げますと、比較すると、小平は事業費のおよそ3分の1の補助であるのに対して、他市は7割から8割補助をしており、補助率としては高い方ではないという答えがございました。

また、団体の会計事務の処理等について伺った問い3では、団体の会計事務などはだれが行っているか、市が団体にかかわって行っていることはないかという問いに対して、各団体において会計が担当しているという答えでございました。

また、問いの5のところでは、補助対象の経費はどんなものかといった問いに対して、補助対象は純然たる地域活動だけに限定しており、総会や代表者会議の会議費は対象外としていると。補助対象については適正に処理をしているという答えがございました。

本件については、小平市の中にございます監査委員がいるわけですが、定期監査の中で、先ほどの繰越金のことにつきまして、小平市青少年対策地区委員会の活動に対する補助金について、交付金額を上回る繰越金が発生している団体が見受けられたので、補助金交付について検討されたいという指摘がされたところがございます。

今までのやりとりを取りまとめたところといたしましては、活動としては活発にやっているということと、補助率も適当であるという認識をしているところでございます。

それで、繰越金の処理については、今後、その会計処理を明確にするといったことを、定期監査の趣旨にのっとり処理をするといったことを、財政課の所見としてとらえているところでございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。今ご説明のあったとおりですが、私の方から1点よろしいでしょうか。

その他の財源、結構、多額にあるのですが、これは何でしょうか。その他の財源D、これは繰越金ではないでしょうか。

事務局 これは、それぞれの会の会費です。

委員長 会費とはどういうものですか。

事務局 その会の自主財源です。

委員長 会費を取っているわけですね。ということのようです。ご説明ありましたけれど、何かご質問ございますでしょうか。はい、どうぞ。

委員 単純な質問いいですか。補助団体の活動内容というのは、どちらかという、内容が目的というか、あるいは、期待している効果というようなものであって、具体的な活動は、その下の8のところですね。これでしょう。事務局にお聞きしたいんですけども。青少年対策まつりとか、クリーン作戦とか、防犯パトロール、交通安全立ち番、こういうふうな活動ですね。間違いがありますか。ちょっとイメージが浮かばないんですよ、あんまり広過ぎて。

事務局 補助金の使途にあるのが、補助金が使われた事業の内容といったことになろうかと思えます。

委員長 そうですね。このペーパーの書き方がちょっと、団体の目的で。

委員 目的と書いてあるのでね。活動そのものじゃないんだろうと。

委員長 ほかのペーパーを見ますと、活動内容といった書き方になっていますけれども、この

書き方は、どちらかというとな団体の目的とかという感じのイメージが強いですが、これも、これが。

委員 わかる人にはわかっているんでしょうね。

事務局 活動内容のところ、包括的なこの団体の活動といったとらえ方になっているかと思えます。8番で書いてあるのは、よりその具体的な、こういった事業をやっているといった形での使い道ということで記載されております。

委員長 この両方を合わせて活動内容と説明が。

委員 例えば、具体的に、5番目に青少年の非行・事故防止のための活動ってありますね。これは何をしとるのですかね。補助団体の活動内容という中に、ありますよね。5番目に、青少年の非行・事故防止のための活動というふうにございますね。これは具体的にだれが何をするのですかね。

事務局 活動内容ですが、非行防止の講演会を、講師を呼んで講演会を行ったり、集まって研修会を行ったり、地域懇談会の話し合いの場を設けて行っているということです。

委員 対象は。講演会やる人は恐らくある程度名の売れた人なんだろうけれども、聞きに行く人はだれなんですか。

委員長 この青少年協議会の構成員の人でしょうね、多分ね。

委員 会費か何かで入るわけですか、地区地区か何か。

事務局 青少年指導者の研修です。

委員 済みません、もうちょっと端的に聞きましょう。このお金は、この委員会に出しているわけですか。

事務局 委員会に行くわけですか。それで、委員会から19のそれぞれの学校地域ごとにつくった、小学校区ごとの活動する支部があります。支部に補助金を交付して、その支部で事業をそれぞれやるという形です。

小学校区ということですので、やはり小学校の子どもが主な対象になるわけですが、その地域にいるお子さんは全部対象ということで、その子どもを地域で育てていくという観点のもとに活動しているといった内容になります。

青少対の活動としては、例えば、子ども110番の家とか、よくビラが貼ってあったりしています。ああいったものの協力の要請などもやっておりますし、また、学校区においてそれぞれの活動を、子どもを集めていろいろキャンプみたいなことをやったりとか、そういうレクリエーション活動などを行っております。

委員長 大体、構成員が1,000人ちょっとで、19校区、1校当たり50人前後ぐらいのイメージですかね。1校当たり、平均とれているとすれば、委員さんが50人ぐらい。

事務局 そうですね。

委員長 そんな感じですかね。

事務局 活動するその大人の人がそのぐらいの人数という形です。

委員 全体に言えることですがけれども、ここに出ている活動関係というものの、どうも自分の頭の中でイメージとして浮かんでこないんです。

例えば、この今の青少年対策地区委員会があって、それに何人か選ばれて、どういうふうを選んであるのかどうか知りませんが、例えば、この下に、防犯パトロールと交通安全立ち番ってあるでしょう。この人たちがやっているんでしょうかね。PTAの活動とどこが違うだろう。

いつもお母さんたちが朝立っているでしょう。

委員長 立っていますね。

委員 あれはPTAがやっているの。この防犯、青少年地区委員会がやっているんでしょうかね。私、こんなの何でPTAが一括して、はっきり言えばこんなの、こんなのって言えばおかしいけれども、青少年地区対策委員会なんてつくって、わざわざそんなところへ金出すよりは、はっきり言えばね、PTAを充実させれば、別にどうってことないんじゃないのと。どうもこの青少年地区委員と言うんですか、イメージがわからない。

たまたまこれになった人が私の知人ですけれども、いや、もうだれもやり手がなくてね、なっちゃったと。何かやらなきゃいかんし、大変だななんてやって、そういう気持ちでやっている。とんでもない話ですよ。

もし、地区の、例えばの話ですよ。その地区っていうか、この小平市における青少年の健全な育成とかなんとかって言って、一番の問題は青少年じゃなくて、共働きで子どもの面倒をみられない、共働きの親が一番問題でしょう。そうすると親の教育をやらなくちゃ。そんなのどこかやっているのかどうか知りませんが、講演会でそういうことをやっているのか知りませんが、必ずね、1学期に1回は親が全部出て行って、そして、何とか自分の子どもをどうやって観察していくか、育成にどういう手を打つか、みんなとどういう連携をとってやるかということとを討論会やらなくちゃいかんでしょう。

いや、いや、子どもは、親だけじゃ子どもを育てられんと、地区の子どものいない家庭の人も、あるいは年寄りも参加しなくちゃいかんという、そういう人たちを動員してね、啓蒙訓練する必要があるでしょう。私はよく、何がどうやってどうやっているかってよくわからない。これやることはいいですよ。健全な育成に金を出さずって、それは反対だってちょっと言いにくいでしょう。しかし、具体的にどういう目的で何をやっているかってよくわからないんです。すべてがそうなんです。

だから、こういう問題をやるときに、この施策に対してどういう姿勢で臨むか、何を到達しようとしているのかというのは、どれもこれもよくみんなの中でないんです。これはこうあるべきだということになって、初めてそのためにどうやるかということなんです。いや、もう青少年の育成だったら、やっぱり育成しなくちゃいかんね、金出さなくちゃいかんねって、それで出してね、それがどうだああだって

よくわからない。

結論は、私は、具体的にこの問題に戻りますけれども、どうもPTA活動とこの青少年何とかなんとかっていうと怒られちゃいますけれども、その対策の委員会と区分けがわからないし、具体的な活動イメージが出てこない、市民生活とか、青少年の活動自体、私は自分では経験ございませんので、子ども3人もいて、その当時はもうサラリーマンで、一生懸命、会社の方ばかり目が向いていたから、子どもの活動の範囲とか、どういうことが大事かっていうのは、よくわからずにもうリタイアしちゃいましたけれども。今、市内には孫たちもいませんから、よくわかりませんけれども。

そういう基本的なことが、どこでどういうふうに議論されているとか、イメージがよくわからないんです。

委員長

おっしゃることはわかりますけれども、いろんな子どもに関しても、PTAもあれば、地区の子ども会育成だとか、いろいろこう沢山あるということですね。その辺がこういうふうに一本化したらいいいとか、こういうふうに再編したらいいとか議論、ですから、それは結構、深い議論もしなきゃいけないとは思いますが、そういう指摘も含めて、具体性がわからないとこう言うんですけれども、さらに、やっていることをやるしかないというか、細部、ただ資料が要るんでしょうね。

事務局

問いの4のところにございます、構成員の年齢層がどのぐらいかという問いに対して、構成員の方、40代から60代の女性の方が多いと。学校の保護者もいるが、30代の会員もいると、地区によってはPTAから出すところもあるということで、当然にPTAの方がこの青少対の委員さんになっていただいて、活動しているということもあるわけでございます。

だから、PTAと、PTAというのは、ペアレンツ・アンド・ティーチャーですから、それよりもより地域の人たちを多く含んでいるということです。こちらの方が、組織としてはより包括的に地域で子どもを見守るという環境をつくることのできる組織であるということでございます。

具体的な内容というのは、かなり細かなことを、いろいろ各地区によってやっているということでございます。

委員

ちょっと、では、補足を。事務局補足をさせていただきます。

委員長

何かかかわっていらっしゃるんですか。

委員

いや、いや、子どもが小学校へ行っています。小学校単位に青少対があるらしく、お手紙がよく来るんです。だから、私は会員にはなっていないので、この構成員数には入らないんですが、多分その対象者になっている親で、私、いろいろこう小平警察から婦警さんなり警察官の方呼んで、交通安全教室を主宰したり、日本の地域の何か昔の遊びみたいなものあるじゃないですか、それに親しませるような企画があったり、青少対まつりというのも、親と子と一体になってお店を出して、それにリ

サイクルショップだったり、何かつくる食べ物屋だったり、そこに地域の人だったり、私たちの子どもでもみんな来て、お店屋さんもやる、お客さんにもなるみたいな感じで、みんなでわあっていうお祭りがあつたり、どんと焼きみたいなことをやっていたりとか、何かそんなことを活発にやっているんだなというのは、私の方は感じています。

ただ、やっぱり年々このなり手がいないというのはすごく耳にしていまして、なかなかこう運営をしていくのが大変だというのはすごく耳にしているので、この構成員1, 116人いらっしゃるんですけども、これもきっと年々減ってきているんですかね。というのがちょっと疑問に思ったというか、ところですね。

委員長 何か補足ありますか。

事務局 今、資料が手元に届きましたので、お許しをいただき配付をさせていただきたいと思っています。

委員長 ああ、どうぞ。

これは青少対でやっていることのPR誌というか、それなりになっていると思いますが、このようなことをやっているという。

確かに、地域で子どもたちの健全育成やっているんですけども、なかなか大変な地味な仕事なんで、たくさんの方が参加するというにはならないと思うんですけれども、なくしちゃいけないということで、皆さんそれなりに頑張っていくんでしょね。

これはあれですよ。根拠としては、何か法律か基準か何かあるんでしょうかね。各市に必ずある団体のようですが、青少対。

事務局 これは小平市教育委員会のですね。

委員長 教育委員会の所管、多いんですね。

事務局 社会教育ですね。

委員長 青少年の健全な育成という大目標のもとに、それぞれ地域で、具体的にはそれぞれの地域で工夫されているのでしょけれども、目標としては、同じことを考えて各市がやっている。

委員 子どもを通じて地域との関連を、関心を持って、できれば参画をして、できることは。ところが、もう私たちみたいな世代になっちゃうと、今のお話のとおり、孫も関係なくて、接点がなくなっちゃっているんですよ。

私はまた、孫と最近まで一緒に生活をしていて、こうして朝、おばさんたちが、いってらっしゃいとか、お帰りのさいとか、声かけをしてくれるんですよ。ああいったことは、もう迎えに行ったり送りに行くなんていうことをしてみると、やっぱり大変、だれかがボランティア的にやってくさっている。ですから、そういったのは、当事者がその地であればわかるんです。だから、一般の会社人間、勤め人間はわからないんです。そういう地域でやっている大事な行事を、やっぱり私たちもう

ちょっと目を広げて、認識をしなきゃいけないと思うんです。

だれかがこの子どもの育成だとか、地域の将来を担っていく子どもたちに、文化だとか、歴史であるとか、ルールだとか、いろんなことを教えていこうという、本来目的はそんな趣旨だと思いますから、大変大事なことをやっただけだと思っていますよ。

ただ、普段、存在を認識しにくくなっているから、僕はやっぱりそういう目は広く持つ必要があるなって改めて感じましたね。

委員長 6ページのところに、委員の選出ということで、いろいろ町内会の人とか子ども会だとか、どなたでも参加できるというそういう趣旨で、積極的に参加できる方はどなたでもいいんだという、なかなか。

委員 なり手が少ないんでしょうね。

委員長 少ないという実態なんでしょうね。

委員 7ページのここを見ると、えらいすばらしいことをやっているようだけれども、やっているんでしょう。だけど、実感として、本当にこれで青少年対策になっているんですかなんて、最もやるべきこと、この中でも何が一番大事なのかということが欠けているような気がしてしょうがない。やっていること自体、これで、物すごいこれ絵が描いてあるのを見ると、こんなの反対する理由一つもない、この絵見ていてね。

それでは、本当に子どもの犯罪率が下がったのかとか、そういうことで検証していったら、どれが一番もっと評価しなくちゃいかんだとか、この辺をもっと変えなくちゃいかんとか。

それで、このお金700万円は、これを何に充てているんですかと。防犯パトロールの人の人件費に充てているのか、何かよくわかりませんがね。

委員 恐らく、もう、それこそボランティア的なものじゃないですかね。

委員 これはこういうことになると、もう単なる財政方が言うべきことじゃないんだろうけれども、どうもよくわからないんですね。

委員長 我々、この委員会で各事業の細部まで全部パーフェクトに審議するとなると難しいんで、限られた時間の中で、この補助金としての目的というのが、団体の目的とか、実際の活動の、アウトラインしかわからないんですけども、その辺、限られた情報の中で判断せざるを得ないというのは大変なんだろうけれども、どうしてももっと細部を知りたいということであれば、このそれぞれの会のもっと具体的なものもあると思いますので、それは資料請求してもよろしいと思いますね。

委員 いや、これ青少年のというのは、もう言い出したら、絶対反対できないですよ。

委員長 ですよ。

委員 だけど、僕らが思うのに、どんな評価基準があるのかなと思って。今、ここにいいか悪いかと出して出されたわけですよ。評価基準が非常にわかりにくいんですよ。

委員長 それはそのとおりだと思います。しかし、ここだけに限らず、その厳密な評価で、ど

ういう例えば効果があったとかね。

委員 特に、補助対象がすごく広くて、中に何でも入れられるでしょう。何突っ込んでもいいわけですよ。この金額の中に何を入れてもいいんですよ。そういうものでは評価のしようがないんじゃないかということが一つ。

だから、何か評価基準がわかりやすいような形で補助すべきなんであって、あんまり一般論的な形で補助をすると、他市との比較とか何かしようと思ってもやりようがないんでね。

委員長 この活動内容のところ、これは各事業課の文章をそのまま、大体、尊重して書いているわけですね。そうですね。

事務局 はい。

委員長 だから、確かにこの青少年委員会の場合、非常に抽象的な書き方になっているんでね。

委員 いや、難しいんだろうと思うんですけどもね。

委員長 確かに。

委員 多岐にわたっているから。

委員 やっている人自身も本当に困っているんじゃないかと思います、いろいろなものがあり過ぎてね。そして、それを一定の金額の中で配分しなきゃならないから、これも、ひょっとしたらええかげんになっているかもわかりません。

委員 だけど、ほかのところは活動内容は、そういう目で見ると。

委員長 結構具体的にあるのね。

委員 その場で見えてきたところは、もうちょっと目的的な感じがするよね。

委員 そうですね。具体的です。

委員 ここは多様だから、多岐にわたり過ぎていて、そこがちょっとおっしゃるような点は出てきたんですよ。これは初めてのケースではないですかね、今までの中では。金額もかなりでかいし、あとのやつは小さいから、もう見えてくるんですけども。だから。

委員長 はい、どうぞ。

委員 地域的に状態が違うでしょう。

委員 住宅地と学校地と公共の地的なところもありますね。

事務局 活発なところもあれば、そうでないところもあります。

委員 ですから、これは19の中でも、活動主体が置いている中身が変わってきているんだろうというふうには思いますね。

事務局 学校によって、当然、児童数とか規模も相当違いますし、いろんなことからやると、そのあたりの濃淡ももちろんあります。

委員 もともと学校なり何なりでしっかりやらなきゃならんものが、まず最初にあるわけですね。

事務局 すべてがその学校教育の。

委員 補助金を出すという意味なんです。補助金をなぜ出さなきゃならんのかという意味が、みんなは何となくわかったような、わからないような感じになっているんじゃないのかな。

補助金を出すでしょう。そうすると、補助金を出す事業があるとして、その事業そのものを、本来ならば市がやってしまえば、別に補助金の問題が起こらないわけなんでね。なぜ補助金なのか。

事務局 一般的な話としては、補助金でやるというのは、市で行う仕事の範囲を超えたところで直接やるということになると、青少対の活動は、いろんな人が、多くの人間がかかわり合って動いていくという話です。また市が直接市の仕事として進めるということは、物理的にも金銭的にもかなり厳しいということになるわけです。

補助金の事業は、その活動主体がそれぞれのところにあって、そこに対して補助金を交付するという形の方が、より市の意思も達成することもできますし、団体の活動の自主性も保たれるといったことがあると思います。

委員 公助と共助とおっしゃった、冒頭に出てきたあの辺のことじゃないですか。

委員長 これ、全部補助金なんですよね。市が直接やらないから補助を出すんですよ。そこで住民なり地域の活動に、子どもたちなら子どもたち、その公共性を見出して、助成して、行政のサポートと地域で一つの目的を果たそうという、そういう全部補助金はそうですから、何で市が直接やらないかという問題提起をすると、あの…。

委員 いや、いや、そうじゃなくて。

委員長 そうじゃないんですか。

委員 そういう説明をされると、そのとおりなんですけれども、しかし、それ当たり前のことを当たり前に聞いているだけなんです。

なぜ、こんなことを言うかということ、どこまで本来、学校なり何なりがやらなきゃならんこと、ほかにもPTAとかそんなものもあるんでしょう。

委員長 PTAはPTAで、また。

委員 そういうものがある中で、補助金を出してやってもらわなきゃならんといったら、それだけの目的なり何かがあるはずですよ、市として。

委員長 それは、目的は包括的ですけども、活動内容で書いていますけれども、その地域の青少年の育成を地域でやっていかなきゃいけないっていう、そういう一つの目標があって、そこに住民の人たちに参加していただいて、その団体を支援しようということですから、抽象的でわかりにくい面もあると思うんですけども、目的はそういうことで、一つ一つの補助金が成立しているわけです。

委員 実際にやっているのは、ここある桜祭りとか、例えば、津田塾大学との交流だとか、あるいは、どんと焼きだとか、そんなことですよ。

委員長 いろいろあるのですよね。

委員 19がそれぞれやっているわけですからね。同じことを画一的にやっているわけじゃ

ないんでしょう。

委員長 40年の蓄積がある補助金のようなので、その歴史の積み重ねの上で、いろいろ時代によっても変わっているかもしれませんが、なかなか細部までちょっと把握するのは難しいので、やはりね。

委員 とらわれません。とらわれませんが、わかりにくいなど。評価基準が非常にわかりにくいなどという、いいのか悪いのかということが、評価基準がないからね。

委員長 何が成果で、何が。

委員 これが、私思うんですけども、青少年の健全な育成の責任を負っている団体なり行政部門はどこかという、それぞれある、警察でもあり、学校でもあり、教育委員会やいろいろある。じゃあ、その中でいろいろある中で、青少年何とか対策委員会には、どういう目標と責任を持たせていくのかということがよくわからないのね。

この絵見たらこんなすばらしいことないし、いろんな組織から全部集めてあらゆるところで青少年の健全育成に力使う、やりましようって書いてある。こんなたぐさんの組織をまとめて何かやる、こんないいことはないけれども、要するに言って、企業でいったら、だれもが責任を持って何もしないという。だから、何かあるからちょっとやる、どんと焼きをちょっとやってみるとか。そういうことになっちゃうわけです。

委員長 いや、それは、ここは青少対を構成するいろんなところからの、警察の協力もあれば、いろんなところからも出て、こういうスタイルをつくり上げていこうというわけですから、それぞれの団体で協力し合って、この運動は成り立っていくというふうに見ないと。

委員 もちろんそうでしょうね。協力し合ってって、目標と責任がないから、協力しようたって、これしたって言えば、それで終わっちゃうわけで。

委員長 だけど、目標はそれなりに定めて、こういう目的の活動をするということを確認した上で、そういう組織は責任者を決めて、その目的をやります。行政はそれに対して一定のサポートをしますという、そういう関係がそもそもあるからというシステムですから。

委員 例えば、1,000万円あげるから自由に使いなさいと。そのかわり、非行少年は1人であっても出さな、それが目標だとか、そういうことをしなくちゃ、青少年対策何やっているのか、何のために何をしているのか、さっぱりわからないじゃないですか。

委員 それ社会問題の縮図みたいなものですよ。それは。

委員 なった人、いい迷惑ですよ。無理無理なされて、させられて。

委員 そういうことじゃないと思うんですね。

委員 いや、いや、現実には。

委員 補助金額を上回る繰越金が発生しているというのは、結局やるのが何かなかつたと

ということなんですかね。

委員長 これは繰越金が多いという指摘ですよ。

委員 そうです。

委員 何でそうなったんですか。それで、このQ7、A7でまた予算を増額して、団体からの特に反応がなかったといわれてなされていますが、これは。

委員 私は、これがだめだって言っているんじゃないです。どんどん必要な金を出してやってもらって、そして目標と責任の度合いを十分理解してもらって、盛んにやりましようということ、その部分が欠けているから、お金が少ないの多いのっていったって意味ないんじゃないでしょうかと、もっとそういう点から、あてがはずれたっていても、どれかに主管部門に言わなくちゃ、だれかが提案しなくちゃ、一向にこんなわけのわからないと言ったら失礼ですけども、成果も具体的な目標もわからないようなところに金をどんどんつぎ込む。

じゃあ、成果、1,000万円出してどうだったの。いや、もう青少年の窃盗犯はゼロになりましたとか、そういうことを具体的にやらなきゃ、こんな一般の会社だったら一遍につぶされますよ。

委員長 ご指摘わかりました。それはそれで資料があれば、またちょっと後日に、細部をつめさせて。

委員 今、川口さんおっしゃったのは、この積み立ての額がかなり多い…。

委員 繰越金。

委員 繰越金っていうのは、単年度の話ですか。

事務局 はい、単年度の話です。

委員長 繰越金が監査で指摘ということがありましたよね。

事務局 ええ。19年度に20万円を上げたけれども、使ったのは10万円ぐらいだったという話です。

事務局 ええ。それでどうなんだということ、例えば、20年とか30年とか一定のその節目のところで、何か記念的な事業をやるというために積み立てをするということ。

委員 記念的な事業というのは。

委員 そのときに出せばいいわけですからね。

事務局 そういう見方もあります。活動内容について手許に資料が整いましたので、ご説明いたします。これは第七小学校の例ですけども、どんな事業をやっているかということでお話しすると、ひとつにふれあいコンサート、これはルネ小平に1,000名の来場者があって実施したということです。出演者は近隣の高校ですとか、小学校ですとか中学校の人が出演して、それをまた見に行くと、こういうコンサートを主催してやったということですね。

それから、他の活動として、青少対まつりなどの活動があります。バザー、運動

会、どんと焼き、地域清掃、どんと焼きは1,000名の参加、青少対まつりも1,000名の参加があったそうです。地域清掃では180名の参加があったとのこと。このように人を集めてイベントを実施するには、前段の準備のため、相当に人と接して、協力し合って、進めていくというような作業があって成り立っていくわけです。また、活動すれば、そこで人と人が触れ合っていくということになるわけです。そういう機会をつくることによって、掲げているそれぞれの目標を達成していきたいということになるわけです。

具体的にその成果指標として、不良少年なりとか、とらえることは物理的に、技術的に非常に困難なわけでございますけれども、とにかくいろんな活動を主催し、行うことによって、これをやるとやらないということだけで考えていただければ、どっちがいいでしょうかということだと思っております。これをやることによって、生まれる効用というものを考えていただければということでございます。

委員長 はい、わかりました。それじゃあ、こればかりやるわけにはいきませんので、ちょっと成果とか目標とかがわかりづらいということですから、今のようなことを、全部でなくてもいいですから、代表的なところの資料をお配りください。それで具体的なイメージを持ってもらいましょう。

それで、ちょっとこれは一応、そういう資料が来てから、また改めてやるということでもよろしいでしょうか。ちょっと活動内容とか目標がわかりにくいというご質問でしたので。

それでは、次の11番ですね。子ども会育成者連絡協議会、これも子どもの育成、同じような内容になるかもわかりませんが、これに入りたいと思います。

事務局 資料1の11、子ども会育成者連絡協議会というところに入ります。こちらも市内に子ども会が幾つかあるのですけれども、その子ども会の育成者及び子ども会の活動に熱意のある賛同者により組織された団体です。

子ども会並びにその指導者の育成と子ども会の相互の緊密な連絡を図ることを目的に、子ども会相互の情報公開や子ども会指導者のための講習会・研修会の実施、子ども会全体を対象とした事業の実施、子ども会安全会などの運営などの活動を行っている協議会です。

補助金は今、市からは50万円交付されていますが、その使い道としましては、加盟団体育成事業ですとか、指導者育成事業、子ども会交歓事業、補助金の使途としては、加盟団体、この連絡協議会に50万円交付された後に、そこに加盟している、今は44団体ですけれども、そちらの方に50万円のうち7割が振り分けられています。あとは、この協議会の役員交流会ですとか、あと、役員講演会などに使われているものです。以上です。

委員長 何か補足ありますか。

事務局 はい。ヒアリングとしては、子ども会は最近、加盟率が低くなってきているという現

状があるということでございます。多いときでは100団体以上が加盟していたけれども、今は44団体になっているということで、加盟率が低いということが、結局、補助金として交付しているんですが、結局、少ない人数の人にしか、その子ども会の補助金を間接的に行き渡らせることができないといったことが、やや問題ではないかという話をしたところでございます。以上でございます。

委員長 子ども会というのは幾つかあって、これはその連絡協議会なんですか。
事務局 そうです。子ども会のそれぞれの団体の代表者の方を連絡し合う会ということになります。

委員 44団体ですか。

事務局 はい。

委員長 幾つでしたっけ。

委員 44。Qの4、Aの4。

事務局 今現在、この44というのは全体の3分1程度なんだそうです。3分の2は、結局、子ども会育成者連絡協議会に加盟していない子ども会があるということですね。

委員長 ああ、本当はもっとたくさんある。

事務局 はい。子ども会は、44のほぼ3倍の数ぐらいですね。130程度あると思います。

委員 校区は19あるんでしたっけ。

事務局 はい。学校区の会とは別に、また、子ども会というものがあるだろうと思いますけれども。

委員 学校の中に幾つかあるわけですか。

事務局 どちらかという、その住所区ですかね。その地域によって子どもどこどこをつくるというようなことです。

委員 まち単位というか、もうちょっと小さい単位ですね。

事務局 自治会単位だとか、町会単位というんですか、そういった形でのイメージになると思いますので。

委員 ないところもあるわけですよね。

委員 これは生涯学習推進課というところが主管しているものですよね。

委員 そうですよね。

委員 もう3分の1しか入っていないけれども、この協議会に幾らかでもお金を出して、情報なり何なりをつかまなきゃならんという、切実な何か意図があるのですかね。だって、3分の2は入っていないわけでしょう。だから、どこまで、どういう情報が入るのか。

事務局 補助金の額も50万円ということですので。

委員 せいぜい1団体当たり8,000円にしかならない。しれてますよね。

事務局 そうです。ですので、補助金を受けることによって、また連絡会とか、一つの煩わしさもあるわけですね、参加される方は。

委員 役員になるのが嫌だとかって書いてある。

事務局 はい。そんなことから、だんだんその加盟率が低下してきたという、そういう動きがあるということです。だから、同時にそれがやはり課題になってしまっているということです。

委員 そういう状態にあるけれども、これを置いておきたいのですか、市の立場で考えて。

事務局 市の立場としてですか。市の立場としては、必要性はあると考えています。

委員 どうか、この推進課の立場じゃないですか。

委員 そうですよ。推進課の立場と言いかえてもいいです。しかし、推進課は少なくとも市長の下におるんだから、市がそれをやっていると思われるからしょうがないよね。

委員 どうして、青少対のところにこれ組み込まないの。青少対とどこが違うのですか。

委員 大きく言えば、同じ課でよく似た動きをしている別の団体なんですよ。

委員 何で青少対のところでこれ一緒にして、活動させる、幾らでも何でもできますよ。わざわざ別にしなくても。

委員 協議会とか育成者の別のイメージだから。

委員長 それは、その組織自体が。

委員 使途が違うんでしょう。

委員長 そうです。一つ一つやっぱり自立性を持っていますから、本人たちが合体するっていうのであれば問題ないんでしょうけれども、それを市の方で。

委員 それじゃあ、どんと焼きやるんでも、キャンプやるんでも何でもいいんですよ。子ども会の者が、あんた来てくださいとか何か言って、いろいろやるんじゃないですか。それ一緒になっていたら、幾らでもそういう行事やる時便利だし、参加人数も多くなるんじゃないかなというのが、正直な我々の外から見た発想です。

委員長 それができれば、それはまた別の。

委員 私は、お金出すことはいいと思う。50万や100万という言い方ないけれどもね。こんな小さい金額で、子どもさんたちが喜ぶなら大賛成なんだけれども、どうも青少対とこれとどこが違うのかなと思ったら、青少対の中に入って、そして青少対の行事もこれもうまくやった方が、余程うまくいくんだろかな。人それぞれ違うから一緒になったときは大変ですよ、それは、合併した。

事務局 先ほど、青少対のところの質疑のところでもあったんですけども、小平はどっちかという青少対は活発だと言われています。子ども会の方が、やや、どちらかといえば活発ではないと。市によっては子ども会の方が活発で青少対の方が活発でない。

委員 活動の流れって歴史がそれぞれあるんだ、団体として。

委員 ええ。そうです。

委員 だから、人が違うわけ。

委員 だから、行政の方で一本化してくれって言っても、なかなかそうはいかない。

委員 やり手は向こうにイニシアチブがあるんだからね。

委員 だんだん話がわかってきましたよ。そうか。

委員 それだから、後の方も今の話の続きで行けば、郷土研究会とか、これも生涯学習系でしょう。だから、ちょっとここら辺が何となくおっしゃるとおりの、何かこういろいろと活動がばらばらと存在しているからね。

委員 あと、みんな同じだもんね。基本的な問題はね。

委員 だから、結局、公益性とはじゃあ一体どういうことを言うのか。みんなの税金でやっているわけなんだけれども、結果的には、かなり特定な人のところに行っていると思うんですよ、この補助金というのは、割と。知っている人は知っている、知らない人はまるで知らないという格好でね。

委員 熱心で、問題意識があって、リーダーシップがあって、頑張り屋さんに行くんじゃないですか、これは。

委員 それでも、なおかつやっぱり子ども会というものについて、子どもを育成して、小平市というものが老人ばかりになってもらっちゃ困るわけで、やっぱりね。子どもの元気な声が聞こえるような、やっぱり市であってほしいという面からいうと、それはまさに公益なんだけれどもね。公益というのは一体どこまでを公益と考えるのかなど。

事務局 私どもとしては、その子ども会にしても青少対にしても、どんどん活発にやっていただく方がいいと思っています。それに基づいて公金の支出ということを考えておりますけれども、ただ、全体の3分の1しか構成していないということになると、ちょっと寂しいなという気もあるわけです。

委員 そうですね。

事務局 だから、そのあたりがやっぱりちょっと課題なんじゃないのというふうな言い方ではとらえておりますけれども、ただ、ただちに補助金を出すという意味が、それではもうないから、これは廃止しましょうというふうな立場に立つかということ、そういうことではないのです。

委員 むしろ、一生懸命やってくれと。そういう感じでしょう。

事務局 はい。そうですね。

委員 ありがたいわけですね。

事務局 ええ。ありがたいです。

委員 だから、やっぱり用途はなかなか、こっちの市の方の用途に問題があるような気がする。ごめんなさい、要らんことを言いました。

委員 ということは、あれですね。青少対にしる、子ども会にしる、それぞれの歴史と伝統が。

事務局 ドライバーは市民の方です、補助金というのは。

委員 ドライバーはね。だけど、ドライバーは市民だけれども、やっぱり上手にマネージセ

んと。

事務局　そうです。確かに、市でうまくマネージメントできるような関係でありたいという願望はありますけれども、なかなか難しい面も実態としてはあります。

委員　これ恐らく生涯学習推進課の3年・5年計画とか、重点計画とか、今年はこの10本に活動を集中したいですとか、恐らくこれはあるだろうと思うんですね。
その関連で、この下4枚ぐらいは、あるはずのをちょっと大きく出てきて、補助金になっているけれども、もともとグランドデザインというのは、課の計画の方にあるんでしょう。そうじゃないのですか。

事務局　そうですね。実際に仕事を進めるのは主管課ですので、主管課の考えに負うところは大きいです。また、市民生活は地域社会によって進められる要素がありますが、地域が地域がと言いながら、やはりだんだん核家族社会ですとか、やはりどちらかという、昔のつながりのようなものがだんだん希薄になってきていると思いますので、だからこそ、またこうしたところへ公金を使うことによって活発になるのであれば、価値はあると考えるものです。

委員　地域の活性化をしていきたいということがあるわけですか。

事務局　はい。

委員　子ども会、その3分の1が加盟して3分の2が加盟していないということですがけれども、子ども会自体はこのQAの3かな、社協からも補助していらっしゃるのですか。

事務局　そうですね。

委員　じゃあ、例えばこの44団体加盟していて、残り88が加盟していないということになるのですか。全体130団体、社協から全部補助金はもらえていますか、この44団体は、社協からさらに市からももらえているということになるのですか。

事務局　そうですね。

委員長　社会福祉協議会ね。

委員　社会福祉協議するためのという意味だよな。

委員長　社協からはすべての子ども会にルートとして行っているわけですかね。

事務局　そうですね。個別の子ども会に。

委員長　個別の会に行っているのですか。

委員　社協から以外にさらに8,000円出す意味というのは、このネットワークを広げるためだっていっていますよね、そういう理由なのですか。

委員　社協を通じて、結局、市から出しているということですよな。

委員　社協もまた小平市の補助団体でもあるのですよね。おっしゃるとおり、社協との関係というのはちょっと、やや、ああそうなのという感じですけどね。

委員長　そうね、それはあるかもわからないですね。

委員　ダブっている感じですね。

委員　そうです。

委員 これは知恵を出して、やっぱり3分の1が4分の1になるように、あるいは、どうやったらそのだんだん希薄になっていくものをそうでないような形にできるか、知恵を出さない。

委員 そういうことですね。さっきの恐らく青少対にしても、こういうふうになろうよというようなイメージがなくて、だから体質なんですよ。何かあったらどうこうしていかなきゃならないということのような感じで、子どもたちをこうやっていこうというような、関連する人たちの共通のビジョンみたいなものがまだないのでしょね。

事務局 委員長、恐れ入ります。

委員長 はい、どうぞ。

事務局 先ほどの青少対の関係の資料で、第七小学校と第八小学校の活動報告がコピーできましたので資料を提出させていただきたいと思います。

委員長 全部じゃなくても、具体的にイメージがわかると思います。

事務局 こちらを見ていただくとわかると思います。

委員長 そうしたら、とりあえず、子ども会の方も一応いいですかね。

それでは、1件1件結論というわけにいかないと思いますので、質疑を続けたいと思いますが、次は12ですか、鈴木ばやし保存会。

事務局 では、資料1の12です。鈴木ばやし保存会です。こちらも先ほどからの生涯学習推進課でやっているもので、補助開始年度が昭和53年で30年が経過しているものです。団体の構成員数としては、昨年の調査によりますと272人、団体として登録しているところが2団体あるということでした。

小平市の鈴木ばやし保存会は、「鈴木ばやし」という市唯一の無形民俗文化財の保存・継承を図る目的で形成された団体となっております。

こちらの活動としましては、後継者の育成ですとか、鈴木ばやしの復元・舞の研究、あとは、定期演奏会、祭礼等での演奏を行っております。

補助金の使途といたしましては、後継者育成事業と、あと、いろいろ鈴木ばやしに関してお道具が必要になってきますので、そちらの購入・修理等に充てているということです。以上です。

事務局 鈴木ばやしは小平市の唯一無二の指定無形文化財ということでございます。大変活動もコンスタントにきちんとやっている会ということで認識しております。

基盤もしっかりしておりますので、自立している団体ということが言えようかなと思います。

問いの3のところでは、基盤はしっかりしており自立した団体であるから、補助金の必要があるかということで問いをしております。これに対して、唯一無二の指定無形文化財なので、市としてバックアップしていく必要はありと、市が応援をしているという点が重要であるというのが主管課の考えでございます。

それから、問いの7のところでは、決算書を見ると積立金がまた多くあるようですが、この点に関してはどうかという問いに対して、半てんの購入や山車の修理代として積み立てているものであるということで、一度修理が入ると金額がかさむため、積み立ては必要であるといったことが回答として寄せられております。

以上でございます。所見といたしましては、評価して団体としても非常に活動もしておりますし、類似のものもないということで、補助する公益性は高いということで考えております。

また、積立金についても、確かに山車の修理代等まとまった金額がかかることもありますので、積立金としての経理をしっかりとっていくということを言いながら、特段の問題はないというふうに考えているところでございます。

委員長 ありがとうございます。何かご質問ありますか。

委員 これ5万2,000円ってどういう費用なのですかね。向こうが欲しいと言ってきたお金ですか。

事務局 5万円というのは非常に小さな額で。

委員 小さ過ぎて、こんなの10倍ぐらいははずんであげたっていいじゃないですか、本当は。

事務局 実際には、確かに鈴木ばやしのそれぞれの山車なんか、確かに、一つでやっぱりかなりの金額になるように思うのですけれどもね。

委員 小平市でもこれは有名でしょう。

事務局 そうです。

委員 それだったら、そんなもの5万円ぐらいってけたが違い過ぎやしない。

委員 僕は逆に、これもう要らんのじゃないかと思うのです。山車やら何やらやるときは、そのときにその分だけのお金を出すと。文化財に指定されたからというのは、どうもひとつはっきりしないな。

なぜかと言うと、今から文化財になりそうとか、そういうふうなものを探し出して補助金出すというのが、非常に僕は意味があるような気がする、たとえ5万円でもそれが。これはもうあれでしょう、文化財に指定されておる、そのあれでしょう。

委員 だから、逆に言えば、だからゆえに、その継続性が難しいんじゃないですか、永続性が。これボランティアにおいて、彼らだけにやってもらうわけにいかないのではないですかね。

委員 ただ、これもういつになったか知らんけれども、昭和53年に始めたんですよ。これ別に僕は5万円欲しいとかなんとかという意味じゃなくって、もう既に、この鈴木ばやしというものの評価なり何なりというものは確定しているわけ、もう。

委員 だって、一方で、これ継承者というか、実際にそれを、はやしでやれる子どもにしてもお年寄りにしても、毎年どんどん減っていついていっているのではないですかね。

委員 いや、違いますよ。それならそれでいいのです。だから、5万円やそこいら。5万円

が10万円になろうと別に構いやしないけれども、それを補助するためにはそんなのかもしれませんがね。

委員 そこら辺は、私はむしろ、もっとこういう大事な特性あるものは、それこそ地域の価値なのだから、もっとその辺を大事にしていってもいいのではないかって、アクセントをつける意味でもね。

委員 でも、相当大事にしているのではないですか、昭和53年ですからね。20年も出したら、20年以上。

事務局 これは補助金を開始したときには最初は5万5,000円で、ずっと5万5,000円で、上がりもせず下がりもせず来たのですね。今この5万2,250円というのは、一時、財政状況厳しいときがありまして、補助金の見直しというのをやりまして、そのときに、どの補助金がどう切れるかというところにまでは踏み込めないということで、一律5%カットをお願いしますということで、すべての補助金に対して5%カットしたというのがあるのです。それで今は、この5万2,250円というような数字になっているのです。

だから、非常にこういった古い補助金については、必要に応じて金額を増やす、あるいは減らすということが本来必要なのでしょうけれども、どうしても継続というんですか、一度決めちゃうとその金額がずっとこう、ほかのこれから検討していただく補助金なんかも同様ですけれども、そういった中身で続いているというのが非常に多いと。

今回、私どもこういった補助金見直し検討委員会に当たりましては、すべての補助金がどうこう、また一律5%カットというのはおかしいだろうということで、一時、この15年の補助金の見直しをやったときには、幾つか、十幾つ課題のある補助金を出しまして、これらについては今後見直しを図っていこうということでやって、これは平成19年ぐらいまでに、大体みんなけりがついたということで、ここで再度、じゃあ、またあと残っている補助金について、皆さん今度は公募の委員さんも入れて、内部だけじゃなくて外部の方も入れて、補助金のあり方についてもう一度検討しようということで、今回お願いしているということでございます。

委員 これは市民の皆さんはどうなんですか。例えば、こういうおはやしみたいなものを、でも、これ地域の尊い価値でしょう。伝統的であるし、どこまで知られているかどうかかわからないけれども、ほかのまちではないのですよ。

委員 そうですね。私は、ここ小平に来まして30年ぐらいになりますけれども、天神町に住んでいるので、鈴木ばやしっていうのは意外と身近に感じていますね。

それで、先ほど委員長がおっしゃったとおりに、やっぱり後継者の育成というのが非常に難しいというお話を聞いたことがあるのです。今の若者にとって、この古いものを後継するというのが、非常にその指導者としては難しいので、この予算ってことは私もとてもわからないところがいっぱいあるのですけれども、少ないよ

うな気がしております、育成という意味においては。現状ではどうなんでしょうかね。

委員 そういう意味じゃ、私、小金井公園祭りに毎年顔を出しているんですね。鈴木ばやして、あそこにそのとき出ていますか、小金井市のあれですから。貫井ばやしとか、向こうの方の小金井ばやしというのかな、あんなのは出ているんだけど、鈴木ばやして出ていますか。

委員 小金井と市が違うから。

委員 違って、隣の市だから参加させてくれって、出れば良いと思う。

言いたかったのは、そういう参加する行事があれば、練習するでしょう。練習するためには金が要る。だから、5万円が10万円になったってね。そういう発表する場を設けてやるという目標であればね。

委員 その発表する場っていうのは、あるんじゃないですか。

委員長 結構、これやっているんじゃないですか。

委員 よそのところまで行かなくても、いっぱいあるというんだったら、それでいいと思いますよ。私、いつも鈴木ばやしというのは、市の祭りしか聞いたことがないのでね。

委員 やっぱりベンチマーキングされた方がいいと思いますよ、こういったものについては。だって消えていくんだもん、下手したら。

委員長 なくなっちゃいますもんね。

委員 一度消えると、もう復活できないんですよ。だから、これはお城のあるまちでは、城郭に物すごくこだわるんですよ。ところが、その新興地域は、そのシンボリックなものがないんですよ。建物にするのか、こういう無形文化財的なものにするか、やっぱりそれは脈々として置いておかないと、本当に後で困りますよ。

委員長 これは自己財源が結構ありますよね、活動をしっかりやっているんですね。

事務局 ええ、やっています。

委員長 なくたってやれるんじゃないかっていう。やっぱり自力でやっているということは、非常に貴重だったわけですね。

それを小額、そんなたいした額じゃないんだけど、行政さんが補助しているというところに意義があるのかなというように思いますが。

委員 ちょっとそれは意義を感じられないですね。

委員 私は、問題ありません。

委員長 財政課の評価としても問題ないというふうに、庁内の意見としては、そういうことのようにですが。

委員 むしろ、でき上がってしまって、オーケーのあったものの、みんな弱いんだな、そういう経緯に。だけど、本当に大事なものは、今から出ていく新しいものが大事なんじゃないかなという気がするんですよ。だから、それを補助してこそ初めて補助金として意味があって、お金が生きるんじゃないかと思うんだけど。

これなんかは、むしろ積立金だって110万もあるし、むしろ、これ人間の問題でしょう。人材の方がむしろ問題なんでしょう、この補助金の問題よりも。そうでしょうね。それから活動、さっき言っておられた、どんな活動をするかということの方が、むしろ大事なんじゃないでしょうか。

それをやればお金が要るということになったら、それこそ出してもらえば。遠慮なく。

委員 そうだと思います。

委員長 新しく保存すべき文化財が出れば、またやぶさかではないんだろうと思いますが、事務局 小平市には、これ以外に、これ以上の歴史のあるこういったおはやしはないということです。

委員 自己財源というのは会費ですか。

事務局 ええ。会費です。

委員 会費ってというのは、もう30年間ずっと同じなのですか。

事務局 そうですね。比較的、お祭りやられる方なんかは割と地元の方が多いものですから、安定した状態の方が多いようです。

委員 逆に、積立金が多いなら会費を減らしてあげるという手もあるのではないですか。補助金を出すとか。

委員長 会費とかそういうのは、そこの団体が自主的な判断でしょうから、伝統的にそういうことで。

委員 じゃあ、あと。

委員長 はい、どうぞ。

委員 これ鈴木ばやし保存会なんですけれども、ほかはよ組ばやしというのは、別に出さなくてもいいんですか。

事務局 こちらのほうはまだ活動自体も、やはり鈴木ばやしに比べると浅いし、歴史も非常に浅いということです。

委員 逆に、こういうものを育てていったらいいじゃないですか。

委員 松村さん、長いそうですね。

委員 放ったらかしておいたら、消えてしまうもの。でき上がったものは、もう放ったらかしておっても、お金も出す人がおるし。

委員長 その辺のバランスも影響しますよね。

委員 事業の研究開発とかしたらね。

委員長 文化的に根拠があればですね。

委員 そう、そう、根拠があればね。

委員長 それでは、次に行ってよろしいでしょうか。13、また似たような、郷土研究会ですね。

事務局 では、1の13、小平郷土研究会です。こちらは昭和53年から補助が開始されまし

て、やはり30年経過しております。団体の構成員数が68名ということになっております。

その郷土研究会の中には、部会が六つありまして、それぞれの活動が、郷土史部会が古文書の研究、KKV会は、小平の生活ですとか、文化のVTRの編集・整理を行っております。拓本部会で、石碑・石仏の拓本採拓及び整理ということで、現在、こちらの拓本部会は休部中ということで報告を受けました。

食文化部会は、こちらは手打ちうどんづくりなどに講師派遣をしております。民具部会、こちらは民具の調査・研究を行っております。あと、小平ふるさと物語部会、こちらでは小平の昔話を集めて、その記録をつくっては本を出版したりしております。

こちらには補助金が12万5,400円定額で出ておりますが、これに関しましては、各部会の活動費ですとか、博物館めぐり、研究のために博物館に行くということに充てられていたり、あとは、事務費等に充てられているということになっております。

以上です。

**委員長
事務局**

やりとりで何か。

やりとりの中では、六つの部会があるわけですけども、休部中のものがあるということで、どの部会かということで聞いたところ、拓本部会というのが休部しているということです。

それから、成果の公表はどのようにしているか、あるいは、毎年活動内容はどんなものか、公益性があるものがあるのかと尋ねたところ、Aの2のところでは、これまでに6冊の本を出版しているということです。

「小平ふるさと物語」というのが1、2、3巻ですね、2巻を出版して、現在3巻目の出版に向けて準備をしているということでございます。

それから活動成果として、市内に目につくものとしては、お寺や神社や街道のいわれを書いた説明板を設置しているといったところが、活動の成果であるということでした。

問いの3のところでは、会員の平均年齢は幾つぐらいかと、後継者は育てているのかという問いに対して、年齢ははっきり調査をしていないので不明ですが、博物館など見学に入った際には、入館料を払う人は二、三人であって、あとはみんな無料では入れる年齢だということで、相当高齢化は進んでいるということです。高齢化していて新しい人が増えないというのが、非常に会として悩みであるということでした。

また、問いの5のところでは、非常に活動が地味で市民の認知度も低いようだが、公益性のある団体と言えるのかという問いに対して、今は非常に団体として勢いがなくなってしまった面があるが、活動は地道には行っているといった答えをいただ

きました。

あと最後に、問いの8のところ、積立金が66万あるけれども目的は何かという問いに対して、図書の出版をするということで、来年50周年を迎えるので、今年度中に50周年史を出したいということで活動を進めていくと。あと、「ふるさと物語」の第3巻をつくると50万円かかるので、そのための積み立てであるといったふうな質疑をさせていただきます。

私どもの所見といたしましては、評価としては見直すべきところもあるということで、一つには、非常に図書を出版するなど、外に向けて情報を発信しているけれども、認知度が基本的に低いということで、活動の範囲が限られてくると、どうしても公益性に欠けるといふふうに見られるのではないかといったことがありました。

それから、後継者問題が深刻であると。活性化を考えているのなら、具体的な考えを、具体的に対策を示していかなければいけないといったことを考えているところでございます。

以上でございます。

委員長 これも伝統文化の問題でしょうか。何かご質問ありますか。

委員 博物館的なものは構想としてはおありなんですか。

事務局 構想としては、今はないです。

委員 学校教育の範囲内でできること以上のことをやっていらっしゃるのですか。学校で郷土史とか習いますか。

事務局 そうですね。もう学校教育の範ちゅうとはもう明らかに異なります。

委員長 これは認知度低いんですか。

委員 鈴木遺跡何とか博物館とかってありますよね。あれはどこがやっているんですか。

事務局 あれは市で直営でやっています。

委員 直営でやっておりますか。あれは教育委員会ですか。

事務局 教育委員会です。同じ生涯学習推進課であります。

委員 文化課の管轄ですか。

事務局 はい、そうです。

委員 郷土史研究というようなものは、こういう好きな人が、好きな人っていったら失礼ですけれども、ボランティアというか、それを自由に研究させている任意団体に任せべきか、あるいは、市が何か保護しなくちゃいかんとか、もっと推進しなくちゃいかんという、その辺のところはどうなっているんだろうね。

事務局 市では、市史の編さんについて、現在取り組んではいるところではございますが。

委員 おっしゃるとおり、いわゆる田舎は、物すごくこだわるんですよ、文化財だとかああいうもの。それが市民にとってプライドのもとになるのです。ところが、都市系はなかなかそれが少ないですよ。ここら辺はまちのづくりがまた新しいでしょう。そういったものが行政として、何か価値あるものを脈々とかう続けていこうという

ふうな、そういう姿勢があるなら、本当はこういうのももうちょっとお金かけてというような感じするんだけどね。

委員 そういう感じしますね。いや、私は個人的にいろいろこの歴史に興味持っているから、小平というのも結構おもしろい、歴史のおもしろいことがたくさんあるような気がするんですよ。

だから、小平市として、まさにそのみんなのために、ある程度、今までの研究成果とか、そういうものをぴしっとまとめてみるというようなことを、一方でやっている人たちにやらせてみるというなら、それはそれなりの成果は意味があるんじゃないかと。

ただ、何となくこうやって補助金出してやらせているというよりは、よほどその方が、違うんじゃないかと。

委員 そこは市のポリシーで。

委員 市のポリシーが、はっきりしておるでしょう。明快なそこに意思がありますね。

委員 そうですよ。そうしたら積極的に参加したいね。

委員 どこでまた終わったということもはっきりする。ああ、今のところ、ここまでだなど。これ以上やろうと思っても、これ以上はもう、別の研究に、検討に任さなきゃならないというようなこともわかってくるからね。これは、ただ補助金出して勝手にやっってくださいよというのは、いつまでたっても、どこまでどういうふうになったのかわからないという形で、いいんですかね、それで。

委員 郷土史研究責任部署っていうのはどこか知りませんが、考えてみると、例えば、小平のふるさと村とか、その鈴木遺跡博物館とか、博物館って言ったって、あれ。それから、今の郷土史研究とか、そういうものを一体にして、我が小平市の歴史なり遺跡などを統括的にいろいろやっているという、一本筋がちょっと見えないから、何かやりたい人に適当にやらせて、それに金、やっぱりやらなくちゃいかんからって、つかみ金を出してるという感じがしないでもない。

やっていることは、そう特別悪いことじゃないと思いますけれども、何か。

委員 反対はできないんですけども、もっともっと思い切って市としてやったらどうなのか。

委員 これ五つの都市像の中の文化というところには、それを入れていらっしゃるわけですよ。新しい文化の創造と文化遺産の保存を目指すという言葉があつて。だから、そこはおっしゃる文化財課か、ここら辺では3年・5年計画のどこかには、何かそんなものを入れておられるんじゃないですかね。それはこの補助金の方になるのか、あるいは、本体としてのその予算化されたものになるのかが、ちょっとこのままじゃよくわからんけれどもね。

委員 どっちかという、積極的な意見の方が。だから、せっかくそういう成果があるんなら、市の施策にトータルに組み込んでいって、成果を生かして、市民全体の財産に

するとか、そういう取り組みとの関連で考えられますよね。

事務局 問いの6のところでありましてけれども、市も今は現在、市史の編さんということで作業を進めているわけですね。

この会として市史編さん事業とタイアップするとか、そういったことは会としてはないんですけれども、その構成している個人の方とは、やはり情報なり、それは持っているわけですので、そういった方とはもちろん連絡は取りながら、市史の編さん作業はやっている、そういう実態はあるということでございます。

ただ、こちらの郷土研究会については、いかんせん、やはりこの会としては構成されている方は非常に、始めたころからメンバーがほとんど入れかわらないで、ずっと何年も何年もたっていて、本当に高齢化してしまって、新しい方はほとんど入っていない。

確かに、相当な高齢の方の中に、いきなりぽっと入っていくというのも、なかなか難しいのかなということもございまして、非常にその会としては活動は停滞気味であるというのが実態であります。

事務局 政策の問題なんですよ。

委員長 市史の編さんなんかって、やっぱり協力し合ってみるとか、そういう運動の中で活性化させていくこともできるかもしれません。

事務局 ええ。水は向けているんですけれども。

委員長 ただ、補助金の額だけの問題じゃないですね。

委員 いいえ、違うんですよ。補助金で済む問題なのかなという感じがする。

委員 変な見方すれば、やらなくちゃいかんということはわかっているけれども、人もいない、高齢化した、やる対象もよくわからん、どうやってこれを続けさせるか。何かあれないんで、ぼさっとしていたら、これはぼしゃっちゃうと、もう、しょうがないからいろんなことをやりますとか、出版物やりますとか、記念出版だなんて予算だけ取って、ようやく命を永らえているという感じですね。何か基本的にどうすべきかというものをやっぱり考えなくちゃ、お金を出すからには。

委員 そして、その人たちもわからんでしょう、お年とおられるから。だから、変な言い方だけれども、生きておられるうちに、ちゃんと整理して、出すものは出してもらう。

事務局 今現在、その3冊目の「ふるさと物語」というのをつくっているということでございますので、当面はこれのでき上がるのを期待して待つんだということになると思います。

ただ、その後、本当にどうなるのかなというのは、ちょっと今ははっきり見えないう状態かと思えます。

委員 これで文化財課の方は、学芸員ですか、一般職員ですか。

事務局 学芸員が多いです。

委員 では、やっぱり相当、専門化された方でないと、その辺ちょっと入り込みにくい領域ですよ。その一般事務の皆さんのレベルで議論なさることと、今これ話しているような、大事なものはその専門の目で見ると、本当にどう考えていくんだろうねっていうふうなことも、ちょっと財政課としてもお考えになっておられたらいいんじゃないですかね。

委員長 大体いろいろ意見が出たようですので、とりあえず、じゃあ14番に行ってよろしいでしょうか。

事務局 では、1の14です。こちらは小平市の体育協会に対する補助となっております。こちら昭和53年から開始されて、30年経過しております。

体育協会なんですけれども、内訳、内容が、スポーツに関する32団体で構成される団体です。年5回の常任理事会・理事会の開催を通じて、市民体育祭行事を初めとして、各種のスポーツ教室、競技大会の企画運営を行っております。また、それらに関する運営連絡調整や、体育協会の宿泊研修会や、1日研修を実施し、加盟団体間の交流や意見交換を行いながら、組織強化を図っているものです。

補助金の使途といたしましては、その加盟している32団体の育成補助ということで、体育協会へまとめて補助金を交付して、その後、各加盟団体にさらに補助金が流れていくという状況です。

あとは、各種大会の選手派遣とかあった場合に、それに対して補助を行っております。

関連しまして、次の1の15も、今申しあげました各種大会選手派遣補助と全国大会の派遣補助事業となっております。こちらはそれぞれ決まった金額、左側の各種大会選手派遣補助事業では、都民大会及び東京都市町村総合体育大会にかかる出場参加選手への選手派遣費補助として、1人当たり1回1,700円を補助しているものです。

右側のページの、こちら全国大会への派遣ですけれども、こちらは1団体出場すると10万円の補助が一律交付されているものです。

以上でございます。

事務局 ヒアリングの主なものとして、まず問いの1のところでは、体育協会から各団体への補助は一律であるようだが、活動の盛んな団体とそうでない団体とで傾斜配分しないのかという問いに対して、どの団体も恒常的に市民に啓発活動は行っている。団体によって開催回数に差はあるが、スポーツ教室は32団体のほとんどが開催している。市民体育祭の活動もしている。傾斜配分については、均等割、実績割等の考え方もあるが、現在のところ、特に考えていないということでした。

また、問いの3のところでは、各団体に交付される補助金の使途は何かという問いに対し、市民大会及びスポーツ教室の運営費であるという回答でした。

また、問いの4のところでは、体育協会の財源は何かという問いに対して、会費、

賛助会費、体育館の中とグラウンドの中にある自動販売機の手数料などであるとの答えでした。

続いて、問いの5のところでは、協会の事務は協会が行っているのかという問いに対して、以前は体育課の職員が事務を行っていたこともあったが、現在はすべて協会で行っているとのことでした。

それから、問いの6のところでは、定期監査でバトミントン協会の選手派遣補助が指摘された件、これは市外の選手が多数を占めていて、補助基準の検討についてどうだというふうな指摘があったのですが、その今後の対応はどのようにするかという問いに対して、市民をどうとらえるかによるという答えだったということでございます。

小平市、実はバトミントンですね、オリンピックに出たような選手を輩出した活動をしている組織がありまして、非常に盛んなのですけれども、結局、市民が小平以外のところから、その強い選手になりたくて、そういった小平に来て活動しているということがありまして、そういった強い選手が生まれると、全国大会なんかに行くと、市外の市民を補助金で応援するというふうな、そんなことがあって、それがどうなのかということで、そんな問いでございました。

それについて、監査報告というところで書いてございます。小平市バトミントン協会の全国大会出場に伴う小平市体育協会の補助金について、出場する児童の多くが市外在住、在学であり、市内在住、在学の児童は少数である。補助金の支出基準、あり方について検討されたいという監査報告があったということでございます。

財政課の所見といたしましては、おおむね、全般にわたっての活動については問題ないということにとらえております。

ただ、その監査にありました大会への選手派遣の補助基準については、市外の人についての補助基準は、やはり補助率を2分の1にするとか、補助率を変えるとか、そういった検討をする必要があるのではないかとこの考えを持っているということでございます。

以上でございます。

委員長 まず最初の、財源状況のところ、その他の財源のところ空白ですが、この差し引きが、その他財源ということですかね。

事務局 そうですね。

委員長 単純に差し引き額でいいですよ。

事務局 1,045万から引いた数字が。

委員長 そうですね。結構、自己財源というのがあるのですね。

事務局 そうですね。

委員長 体育協会の活動についてどうですかね。

委員 これはこの後の1の15でも、全国大会とか都大会に出る際の選手補助。

委員長 これは別口ですか。

委員 これは個人に、じゃない。

委員長 そこにありますように、それはそれで、この体育協会補助金というのと、どういう関係ですかね。

事務局 この14のところのヒアリング内容、それから、財政課所見は、この資料の14、15の2案にわたっての総括、あるいは、ヒアリング内容ということでとらえていただきたいと思います。

15につきましては、これは左側の方が都大会ですね。都民大会等に出る場合の選手の派遣の補助、右側が全国大会に出る場合の補助についてが書いてあるということでございます。

委員長 これは14の数字とは、実績だけ別枠に出してあるということですね。

事務局 これはこれに上乗せで、参加するかどうかというのは、これはあるかどうかわかりませんので、あった場合にはこれを補助するという形になります。

委員 二重で出るわけじゃないということですか。

事務局 はい。

委員長 どうですか、体育関係。もう、これ取りまとめの段階ですが。

委員 交通費みたいなものですよ。

事務局 そうですね。

委員長 参加費もそうですね。

委員 宿泊、交通。

委員長 補助は全額も出るわけじゃないよね。

委員 小平市さんの方で、体育を重点的にとかあるのですか。

委員長 小平市さん、質問です。

事務局 はい。

委員 体育、重点的に何かこだわる理由っていうのはあるのですか。

事務局 お隣の東村山さんはスポーツ宣言都市をしております。小平はそういった形でのアドバルーンみたいなものは持ってはおりませんけれども、全般に健康にもかかわることですから、また、現在の市長ご自身が東京シティマラソンを走られたご経験もお持ちということで、体育に対しては取り組みは前向きでございます。

委員 ほかの分野でこういったことっていうのはされているんですか、音楽とか。

事務局 音楽は、市民団体というのはないんですけども、学校のクラブでブラスバンドだとかありますね。そういったものが全国大会や何かに出るときには、これはもう市の予算の方から、その学校に対してというか、お金を出しています。

委員 高等学校野球なんかはよくやりますよね。

事務局 ええ。甲子園出場が決まると。

事務局 特別にその予算を組んで応援するという形をとっております。

委員長 ほかに。

委員 1の14とその次のあれは関係は、1の14の補助金の403万6,000円というのは、1団体当たり7万5,000円ずつ補助するものがそれで、あと、選手の派遣費というのは、2枚目のこの20万と90万という意味ですか。

事務局 そうです。

委員 いや、それならちょっと今の矛盾する。14の説明のところに各種大会選手派遣補助というのが書いてあります。

委員長 ヒアリングの方は両方にまたがるということです。この数字の表は、それぞれ15枚目については、その派遣の実績があれば、それにプラスして出すという、そういう説明でよろしいですね。

事務局 はい。

委員 15枚目は、じゃあ例えば全国大会に行くかどうかわからない。

委員長 行く人かいるかどうかわからない。

委員 行く人がおればここから出します。

委員長 そうです。あれば、この範囲でここから出す。

委員 各種大会、このぐらいは行く人おるでしょうね。都内ですからね。

委員長 都内です。

要するに、14枚目の400万何がしかの補助金の中には、15で書いている実績に基づいて、同じものは入っていないということですね。

事務局 そうです。

委員長 わかりました。

なければ、まず、監査員の補助の指摘ですが、監査員さんの指摘というのがあれば、できるだけそれは尊重しなければいけないということで、それに従わない場合には、市の意見を少し明確にしなくちゃいけないですね。これは、もう従わざるを得ないということなのでしょう。

委員 2分の1にするというあれですか。

委員長 そうです。市民以外の方がグループに入っていて、チームのメンバーに入っていて一緒に行く場合ですね。

事務局 このあたりも議論のあるところでして、そもそも、やっぱりこういった体育活動なんかは、かなり人が。

委員長 国境を越える場合がありますよね。

事務局 ええ。移動して参加しているようなケースっていうのはあるわけで、どなたが行っても、小平市という名前が新聞とかに出たりすればPR効果があるんだから、だれが行ったって、その補助金を出すことについては問題ないんじゃないかということ、主管課の方では言っているわけです。

監査の方では、税を使うという観点に立てば、税はやはり市民に強く還元される

べきであるというようなことを考えると、市内の人と全くイーブンで税が充てられるというのはどうなのかという、そういう考え方ですね。

委員長 それは監査員さんの指摘ですから、市長が自信を持って、いや、これは従来どおりでいい、やらせてもらいますと言ってもいいわけですよね。

事務局 ええ。それは。

委員長 監査員の方はあり方について、減らしてとは言っていない。

事務局 減らせとは言っていないです。

委員 検討した方がいいと。

委員 問題を提起しているわけね。

事務局 はい。

委員長 検討されたいと言ってきているんです。

委員 わかるような気がするな、しかし。

委員長 難しいところですね、これね。

委員 学生か何かだったら、もう余り問題ないでしょうけれども。

委員長 だって、この小平というのは学生まちみみたいなものだから。

事務局 高校野球なんかの選手にしても、皆さん、地元で成り立っているのではなくて、全国から集まってという実態が結構強いですね。

委員 学生でない人であれだよな。小平の人と組んで何か出るというふうな場合はあるんでしょうけれども。その人の分まで、なぜ小平の補助金がもらえるのかと、そういうことは確かにあるのかもしれない。

委員長 グレーですね、グレー。

事務局 対象が、小学高学年とか中学生です。

委員長 ああ、大人はないのですね。

事務局 これについては、上水中学校っていう中学校があるのですけれども、そのバトミントン部が強くて全国大会へ行ったということで、その上水中学校に市外から越境して入っています。

委員長 生徒でもう入っているわけですか。

委員 それは学校が、けどもここにあるでしょう。

委員長 学校の生徒です。

委員 だったら、普通なら学校がここにあるんだからって認めるんじゃない。

事務局 大きく見れば、市の名前が売れるということを考えれば、市外のお子さんであれ、小平を背負って全国大会に行ってくれるわけですから、それに対しての補助金というのは執行してもいいんじゃないかというのも、だから主管課なんかはそういった意見があるわけですね。

委員 そっちの方が納得しやすいと思いますよね。けど、ほかから、早稲田実業にしたってほとんど国分寺にはいませんよ、彼らは。

委員 そうですね。

委員長 その辺は絶対に出しちゃ違法だという判断でもないでしょうから、やっぱりそれは市長の考え方でしょうね。

事務局 そうですね。

委員長 小平の生徒であればという気はしますけれどもね。

委員 うん、生徒ならね。

事務局 本件の場合、小平ジュニアバトミントクラブというクラブですね、クラブが、全国大会の若葉カップというバトミントン大会に出たということで、これはクラブチームとして出たと。クラブチームとして10人の選手が出て、小平市の小学生は4人です。その他6人は武蔵野ですとか、杉並ですとか、他区市の方ということで。だから、チーム名としては小平ジュニアバトミントクラブという名前が出るわけですが、学校単位としての活動ではありません。

委員長 ジュニアですが、対象は中学生ですか。

事務局 これは小学生です。

委員長 小学生ですか。

事務局 小学生です。

委員長 10人のうち4人が小平の子どもでという内容ですね。

事務局 はい。また、ちょっと先ほどは中学校という。

委員 学校ならわかりやすいけれどもね。

委員 プライベートの組織のあれを期待すると、難しいね。

委員長 ジュニア、それを束ねているのは小平市の体育協会です。そのジュニアのクラブの間。

事務局 このバトミントクラブの方が、体育協会の一つの構成するバトミントの部分になっています。

委員 体協だからというんじゃなくて、全国大会に出るから、都大会に出るからって、何で補助金を出すんですかって、旅費だ、宿泊費。個人持ちでいいんじゃないんですか。個人持ちにしたら、もうそういうスポーツ活動が全然ゼロになっちゃうんじゃないんですかということなんですよね。よくわからない。なぜ出さなくちゃいかん。

ただし、体育協会に所属する、それぞれの選手なり活動している人たちが、毎日の練習だ何だということにお金を出すのが本来の目的でしょう。大会出たからって、そんなところで何で宿泊費や何か出すんですかって。

だけど、そういう全国大会があるからこそ、みんな一生懸命頑張っているんだ、それに行けることが一つのスポーツ振興の一番のかなめなんですよって言えばそうだけでも、基本的に、何で全国大会に行くのに宿泊費だ何だって、よく私は疑問に思うことがある。そういう基本的なことをね、こういうことをすることによって、なぜ、そのスポーツが振興され、青少年が、青年でもいいですが、健全に育つのか

など、それとのリンクがよくわからない。

委員長 体育協会自体は、その地域での体育の振興と及び、そういう全国規模で行われる大会などへ、その結果として参加をしていくというような、両方を束ねているわけですよ、体育協会の活動としては。

委員 体育協会には7万5,000円ちゃんとお出しているでしょう、1団体。じゃあ、それが少ないっていう意味なんですかね。少ないから、出る出ないはよくわからないから、出た場合には、その7万5,000円をオーバーする部分があるから活動費として出すと、そういう位置づけなんですか。

委員 要するに、市の名前を広く日本国内かどこかで知ってもらう、ネームバリューを上げることによって貢献してくれているっていうことが背景ではないんですかね。

委員 そういう言い方しているね、ここで。主管課の意見として、小平市郷土の誇りを背負いながら、ちょっとしかしオーバーじゃないかなと思いますね。

委員 やっぱあれですね、地の名前を上げるよりも、上げることもいいことですが、その青少年なり青年が立派な社会人としてやっていくということの方が大事なんじゃないですか。ちょっとこれおかしいよね。名前を上げる、これ名前を上げるのはいいことだけれどもね、言い方として。

事務局 すべての方が働いている方とは限らないわけですね、代表で行ってもらって、学生さん、高校生だとか、そういった方もいるでしょうし、そういった方が全国大会に行くのに、本人や家族の負担がほとんどになります。しかしなかなかそういうご家族の方も負担が多い部分があると思います。練習するんだって、道具であるとか、いろんなお金はかかっているわけですよ。それに今度は小平を代表して行っていただくということが、やはり一番にはありますので、そういったときにやっぱり特別に補助金として出そうというのが、市の補助金の今の出し方の考え方ということなんですけれども。

委員 それでいいです。それでいいですけども、要するに、日常の練習する活動費が、結局、不足しているんじゃないですか。活動の中には全国大会に出るっていうこともあるから。ただし、いつも出るわけじゃないから、出なかったら活動費は少なくなるんだから、出来高払いがこの出場費かという意味なのかなと私は思ったの。それならそれでわかりますね。

日常の活動費の中に、全国大会の部分も含めて、ここにぼんとやった方がいい。その方が簡単でしょう、事務処理。受けて、活動して、練習する。だけれども、それは出るか出ないかわからないのに、ぼんとその部分も含めて補助金を出しちゃえば、出なかったらその金どうするんだという話になっておかしいから、ベースになる活動費は7万5,000円、その成果として出た場合には、補助金出しますよという意味なんですか、ということです。

事務局 そうです。

委員長 基準は、もう日常のスポーツ活動をやるための補助金ですね。
ほかにどうですか。

委員 9万2,000円と7万5,000円の差額というのは、体育協会本体の事業活動と
いうことですか。

委員長 9万2,000円のうち7万5,000円を団体育成費として各団体に。そこで。
委員 体育協会そのものの運営に。
委員長 運営にその差額はあてたということですね。
委員 これも、ずっと変わらず30年間この金額ですね。それはどうしてなんですか。
事務局 これは増えているんですね。もともと脱退数が少ないですから。
事務局 数が増えてきましたからね。
委員 数が増えたから、協会自体の活動も増えるという理屈ですか。
委員長 そうですね。1団体幾らということで。
委員 11万7,000円掛ける団体数ということ…。
事務局 20年は周年行事で100万円増額、50周年、50周年ですね。記念事業をやるた
めに、100万円増額したという経緯です。
委員長 100万円増えているでしょう。
事務局 はい。
委員長 だから、20年度は400万になってるということですね。
事務局 また、21年はこの100万はなくなるわけです。
委員 体育協会の活動というのは、どういったことをされているんですか。スポーツ教室と
かをやっているのは各加盟団体で、体育協会がやっているのは。
委員長 体育協会というのは事務局があるわけですよ、体育協会事務局というのがあるわけ
ですね。そこに事務員さんとかの費用もかけているんじゃないかなと思うんですが。
事務局 先ほどの体育協会のまず事務ですね。協会の予算規模はそれなりの金額になりますの
で、予算としても1,000万ぐらいの金額ですから、これの経理事務はそれなり
の事務になっていて、小平市の職員がやっていたような経過があったんですけど
も、今は完全に独立して、体育協会の人を雇って経理しているという実態がありま
す。
委員 体育協会というのは、ちょっとなかなかこうして見たら、いろいろとわかりにくい要
素がありうるんじゃないですか。
委員 細かい話なんですけれども求め方を、9万2,000円から7万5,000円、1万7,
000円に団体数が体育協会のお金になっている。それでいいのか。
委員 ピンはねみたい。
事務局 親団体ですので、各団体からもその協会の運営にかかる部分は、あらかじめいただき
ますよと、そんな考えだと思います。
委員 会費収入があるわけですよ。会費収入があって、補助金の差額があるというのは。

委員長 事務局、運営費の資料もらえますか。

もし簡単な資料があれば後で、次回でいいと思いますが、その体協事務局の予算についてですね。もう、きょうはいいと思いますよ。

もう一つ確認なんですけど、体協ってというのは各市単位であって、都道府県単位であって、全国単位でこうあるのか、結構、体育協会って確かにそれぞれにあるかと思うんですけども、ピラミッド型なんですかね。

委員長 そうです。そうです。

委員 あれが体育協会。

委員 社団法人なんですか。法人になっているんですか。

委員長 これは、市単位ではなっていないんじゃないんでしょうかね。

事務局 任意団体です。

委員長 何か補足することあるでしょうか。

体協独自の予算書みたいなものがあつたら、ちょっとそれコピーをください、次回に。というところで、5時になってしまいましたが、一応、15まで一通りの議論をさせていただきましたが、きょうお配りいただいたところには全然は入れなかったんで、ペースとしてはちょっと1回遅れ気味かなというようなところなんですけど、徐々にペース上げたいと思いますけれども、皆さんいろいろご意見がある中で、余り飛ばしても、消化不良とか、欲求不満になりますので、ご意見あるのはどんどんきょうのように出していただきたいと思いますが、できるだけ、審議時間も決まっていますので、少しずつペースを上げていきたいと思いますが、きょうのところは15まで一応の議論したということさせていただきたいと思います。

次回は、17、きょうお配りしていただいたところから、また一つプラスしていただいたもので審議できれば、というように思います。

委員 それが最終回ですか。

委員長 ちょっと、どうですかね、今のペースで行くと。

あと、一応9月中に上げろという提案ですけども。

事務局 今のペースですと、あと1回ではもう終わらないと思うんですね。まだ、あと2回で終わるかなというような、まだちょっと大物が残っていますので、そこに入っていくと、かなり、ここの補助金は金額も大きいしどうしようみたいのところに来ると。

委員長 大きいがありますね。

事務局 ええ。まだありますんで、そこがやっぱり一番議論の集中するところかなと思いますから、やっぱりあと2回は、2回で終わればまだいい方かなと。

委員長 徐々に私の方のペースも上げたいとは思いますが、それも限度がありますので、消化不良に。

委員 最終的には、自分たちが今まで話し合った補助金の一つ一つについて評価とかするん

ですか。

委員長 そうなんです。今、結論決められないということですね。だから、いろいろ今までの記録もとっていただいていますし、それを踏まえて、どうまとめるかです。

委員 個別に検討して、さらにまとめる会も必要だったんですよね。

委員長 だから、もうあれですよ。これ何か意見来てますかどうかっていうのを、1回やらなきゃいけないということですね。それをまとめるのが、案はまとめさせていただくとしても、それをまたバックしてどうするのかという感じで、具体的に幾ら削りましょうとか、なかなかそこまでね、数字まで示せるかどうか難しいでしょうから、集約できるような意見として、どうしたらいいかとかいうようなことを含めて、何かの形で意見を言わないと、せっかく市民の皆さんが参加していただいているわけですから、そういう感覚での意見を求められるというように思うんですよ。

おおむね、何かそれなりにも方向性っていうのは見えているような気がしますけれども、ただ、とにかく何個分になるか知りませんが、

委員 それで、さっきおっしゃったその大物が残っているのを、その大物はどの資料を見ておられるんですか。

事務局 大物という形になりますと、シルバー人材センター、あるいは、また社会福祉協議会、先ほども社協から補助金出しているところもありますけれども、うちがまず社協に補助金を出しているわけですから、そういった部分もありまして、そこら辺の社協、シルバーというものが、金額的に、また、財団もそうですけれども、もうどちらかという独立してきているという段階というんですかね、指定管理者を受けたりしているような団体になっています。

委員長 イメージははっきりしてますもんね。

事務局 そこら辺でのそういった団体に対しての補助金というものを、どこまで出していくべきなのかというのが、これ金額も大きいですし、それを組み込むかどうかというのが、やっぱり大きなこの補助金見直しの目玉というところになるかなというふうに、私個人としては考えていますので、そこら辺十分にご議論をお願いしたいと思います。

委員 そこは何か別途資料があるんですか。ちょうどしている中のものになるのですか。

委員 まだいただけていないので、ないです。

委員長 それで、ちょっと今、済みません。最終、我々、意見としてそれなりの結論を出さなきゃいけないと思うんですが、それは前は庁内検討だったんでしょうけれども、具体的に幾ら削減しなさいとか、プラスしなさいとか、そういうのはちょっとできないと思うんですよ、イメージとしてですね。

だから、この方向性、整理する方向性とか、そういう形しかなかままとまらないんじゃないかと。根拠を明確にしろだとか、ちょっと繰越金が多いんで減額の方で検討したらどうかとか、そういう。

事務局 具体的に中身が上げられるかということがありますけれども、こういった補助金については、もっと皆さんのご意見の中で減らすんじゃないかって、逆にこっちはもっと充実してやるべきじゃないのかっていうようなご意見があっても、しかるべきだと思いますし、この補助金についてはどうなのかなと、これは即廃止ということにはいかなくても、時間をかけて見直しをしていく必要があるんじゃないかというようなご提言がいただければ、一番いいのかなと思っております。

委員長 そういうぐらいでいいですね。額幾らとかっていうと、それはできませんので、考え方、皆さんの考え方もまとまったあたりということで集約させていただくと。

今回のまだ結論出していませんけれども、いろんな議論も踏まえて、こういうことに議論されたんじゃないかということで、最終的に確認して詰めていくというようなことですね。

委員 話が長くなってしまふからあれなんだけれども、本当にそれでいいのかなという感じも最後のところであるのは、今、経済情勢すごく変わってきていますよね、だから、たとえばハローワークだとか、新しいそういうふうなものとか、あるいは、何か別の問題が、ここに出てきた問題じゃなくて、新しく出てきた、そうした問題がないのかね。それについて、それもこの中に入れてしまって、予算の範囲内に納めるとなると、いや、話は別だよと、そういうものまであるんだったら、これはやっぱり切るよというような形になって来る可能性があるよね。

つまり、新しいものはないのかということです。

委員長 それは、我々にちょっと求められるということとは、範囲外じゃないでしょうか。

委員 範囲外ですか。

委員長 範囲外だと思いますよ。ここは既存の補助金の経過を踏まえて、どうかという意見が求められる。

委員 それならそれで結構なんですけれども。

委員長 ええ。それはちょっとできないものです。

委員 できないならできないで結構ですけれども。求めておられるのが何なのかって。

事務局 新しい補助金についても、今、市として新規の補助金を認める場合は、当面3か年という期限を切っているのです。3年の間、補助を出して、その補助が本当に必要なかどうか、これをもっともう終了していいのかどうか、3年後に必ず見直しをしましょうとなっていますので、のべつ、今ご審議いただいているように、30年も続いています、40年も続いていますということは、それはもう新しい補助金はやめにしましょう、3年たったらばもう一度その補助については見直しをして、もうこれで完結でいいんじゃないですか、いや、この補助というものは重要だよ、まだまだ今の時代からいって、まだ継続して出していく必要があるねとなれば、じゃああと3年継続しましょうとか、そういった形で今は内部でやっております、私どもの方では。

委員 ということは、古い分だって、今のやっている討議も、どちらかという丹念にしていくというのが、まず、原則論的にはそうだと思いますよね。

事務局 そうですね。

委員 自助努力でほとんどやるべきものですよ、元来はね。
　　だけど、そこもなしに補助金という形でそれをサポートしているんだろうと思いますけどね。だって、みんなの税金使ってやっているんだもん。

委員長 我々、委員に求められているのは、既存のものに対する意見ですので、それはちょっと、新しい状況を踏まえて、そういうことも総論的に触れるのはいいと思いますけれども、具体的にはちょっと意見は出せないと思います。

委員 基本的にはそうだろうと思うんですけども、ご意見が違った場合にはどうするのかなど思っていたんです。どうも同じようだから助かっているんですけども。

委員長 いや、我々、ほら、規定っていうか、求められたでしょう、この委員会の性格上。それを見る限り、私はそういう、でしたので。

委員 それならそれで結構です。

事務局 最終的な取りまとめの中で、その定性的な表現の中でおっしゃられたような、そういった視点も必要だということを会としても、方向を確認したとか、そんなふうな形でとりまとめられれば、ご意向が反映されるなどと思います。

委員長 それは意見をまとめる時までには、したいと思います。

事務局 ええ。

委員長 ということで、ちょっと時間を経過いたしました、次回またよろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局 どうもありがとうございました。

日程 第5回 8月4日(火) 15時から
第6回 8月31日(月) 15時から